

Title	欧洲戦争と英国労働者の状態 (上)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.8 (1916. 8) ,p.1037(1)- 1085(49)
JaLC DOI	10.14991/001.19160801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ注意の節は三田學會雜誌廣告に依る旨を附記を望む

活家
動家
讀書家
運動家

好飲料

ブラジルコーヒー

一斤罐入 八十五錢
半斤罐入 四十五錢

南米ブラジル國サンパウロ州政府專屬
コーヒー發賣所

株式カフエーパウリスター

卸小賣部 東京市京橋區南傳馬町二丁目一番地
(電話京橋一五三五)

喫店並小賣部 東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地
(電話新橋二六七五)

同 堀留支店 東京市日本橋區堀留町三丁目二番地
(電話浪花五三五八)

同 神田支店 東京市神田區表神保町一番地
(電話本局五三一五)

同 名古屋支店 名古屋市中區大津町一ノ二
(電話五二二二)

同 神戸支店 神戸市三ノ宮(停車場附屬地)
(電話三ノ宮九四三二)

三田學會雜誌第十卷第八號

論 說

歐洲戰爭と英國勞働者の狀態 (上)

堀江 歸一

本論を起草するに當り、主として參考したるは The Labour Year Book, 1916; G. D. H. Cole-Labour in War Time; A. W. Kirtaldy-Credit, Industry and the War; The Board of Trade Labour Gazette 等にして、殊に各種の統計、勞働運動に關する事實に就ては勞働年鑑に據るもの多し。

英國近年の社會状態に於て、世人をして憂懼せしめて已まざるは、資本對勞働の衝突にして、既往十餘年間自由黨内閣が幾多の社會的立法に依て、勞働者の地位を上進し其生活を改善することを期圖し、實績の認む可きもの甚だ大なるに拘はらず、勞働者の資本家に對する感情依然として融和するに至らず、勞働爭議は隨時隨處に發生し、社會を擧げて、勞働不安の状态に陥らしむるを免かれざりき。現に千九百十四年七月末歐洲開戰當時に就て見るも、資本對勞働の關係は著しく緊張し、或は千九百十一年の大同盟罷業の再燃するに至らざるやの状を示したり。蓋し千九百十一年八月五日ランカッシャー及びヨークシャー鐵道會社の現業員約一千名が賃銀の上進勞働時間の短縮を會社に要求して、其容るゝ所と爲らざるや、曩に千九百十七年十一月六日の約定を以て、組織せられたる和解局の無能を理由として、同盟罷業を敢行し、マンチヌエター其他中心地に於ける鐵道現業者亦同様の處置に出で、八月十五日四箇の鐵道現業員組合(鐵道從業者聯合會、機關夫、火夫聯合會、一般鐵道勞働者組合、鐵道信號手、轉轍夫組合)を包括する團體は鐵道會社に向つて二十

四時間を期限とする最後通牒を送り、被傭者の要求を容るゝことを請求したるを以て、事態益々紛糾し、會社の態度如何に依て、全國の鐵道運輸を中絶するに至るやも計り難きの状勢と爲り、政府亦之を座視する能はず、結局商務院總裁其他の調停に依り、八月十九日會社と勞働者との間に一箇の妥協案成立し、八月二十一日を以て勞働者をして復業するを得せしめたり。(Report on Strikes and Lock-outs in 1911, pp. 24-7) 然れども妥協の條件は必ずしも當事者に満足を與ふるに足らず、成立の當初に於て非難を存したるのみならず、千九百十四年十一月六日を以て、契約終了の時期としたるが故に、同年七月前後に於ては、鐵道現業員の間に冬季に期限の満了する協定に代つて、如何なる新協定を締結す可きやに就て、種々の意見行はれ、到底前年と異ならざる紛擾を現出するに非ざれば、解決を告ぐるを得ざるの事態と爲れり。

殊に此際に於て、鐵道現業員が勞働問題解決の手段として、實行を期したるは所謂産業三團體同盟なるもの是れなり。此同盟論は千九百十四年四月二十三日大英坑夫聯合組合、鐵道勞働者國民組合并に國民運送業勞働者組合の會議に於て提唱せられ、今後の勞働紛議に於て、同盟に屬する一の組合が罷業を行へるときには、他

の組合は必ず之を援助するの決議を發表して、其實行を期したり。即ち其趣意たる從來職業の種類に依て、労働者が職工組合を組織し、一の組合の力を以て、労働運動に従ひたるものを一轉し、産業的合合同主義 (Industrial Unionism) に據らんとするものにして、斯くて資本家が團體の力を藉りて、職工組合主義に加ふる攻撃に抵抗する精神を發揮したりと認む可し。故に此三團體同盟の成立したる曉に、其同盟の一に屬する鐵道現業員組合と會社との間に紛議の發生するものあらんか、其狀況の凄慘を極む可きは、世人の豫想したる所なりき。然るに一旦歐洲戦争の勃發するや、労働者社會の狀態は遽に其趣を更め、緊争中の紛議は盡く解決せらるゝと共に、産業上の休戦なるもの宣言せられ、職工組合は從來資本家に要求せんとして、主張したる諸問題を總て戦後に譲るの決意を示したり。斯の如きは戦時に臨んで、愛國心の勃興したる結果を以て目す可しと雖も、其後戦争の進行するに隨ひ、労働者階級が種々の影響を蒙るに至つて、果して同一の態度を持するを得たりや否や。是れ第一に注目を要する問題なり。

歐洲開戦以來英國の國民生活上に生じたる變動少なからずと雖も、其最も顯著

なるは、物價の騰貴にして、千九百十四年七月より千九百十五年九月に至る間の物價指數を舉ぐれば、左の如し。(人口五萬人以上の都會より數百の報告を徴して、英國商務院の調査したるものなり。)

一九一四年		一九一五年	
七月	一〇〇	一月	一一九
八	一一六	二	一二三
九	一一一	三	一二六
一〇	一一三	四	一二六
一一	一一三	五	一二八
一二	一一七	六	一三五
		七	一三五
		八	一三六
		九	一三七

更に上記の物價騰貴が労働者の家計に及ぼす影響を確むる爲め、労働者の家庭に於て消費せらるゝ貨物十數種を選択し、千九百十四年七月と千九百十五年九月とに於ける代價騰貴の割合を求め、又家計の漸く困難を加へつゝある狀況を示す

に足る數字を掲ぐれば左の如し。

Λ、代價騰貴率(一九一四年七月と一九一五年九月との比較)

大都會 小都會及び村落		大都會 小都會及び村落	
内國產牛肉	割分 四	麥	割分 四
フキレ肉	割分 三	麵粉	割分 四
側面	五三	麵粉	割分 四
永詰牛肉	五三	茶	三一
フキレ肉	五一	砂糖	七三
側面	七一	牛乳	一三
内國產羊肉	七一	牛酪	一三
腿肉	三〇	鮮肉	二四
胸肉	五一	鹽入	二三
永詰羊肉	五一	乾酪	二六
腿肉	四七	マルガリン	五
胸肉	六七	鶏卵	四三
鹹豚肉	二六	馬鈴薯	二
魚	八五	平均	三七

B、勞働者家計に於ける毎週食料費

一家族の一週間食料費 一九一四年七月に對する増加率

二二志六片

一九〇四年	一九一四年	中	一九一五年
七月	二五	割分 一六	
八月八日	二九		
同二十九日	二七九	一一	
九月十二日	二七九	一一	
同三十日	二八三	一一	
十月三十日	二八三	一一	
十二月一日	二九三	一七	
一九一五年			
一月一日	二九九	一九	
二月一日	三〇九	二三	
三月一日	三一六	二六	
四月一日	三一六	二六	
五月一日	三二	二八	
六月一日	三三九	三五	

七月一日	三三九	三五
八月一日	三四	三六
九月一日	三四三	三七

備考 右は千九百四年商務院が一家族一週間の食料費を計算して、二十二志六片としたるものを基礎とし、其後の物價に依て算出したるなり。而して商務院は一家族一週間の所得を三十六志十片とし、労働者は食料の爲めに其六割一分を投ずることを計算したりと雖も、一方に英國壯丁労働者一週間の所得は平均二十五志九片以下に居ることを記し置ざる可からず。

C、一九一四年三月、一九一五年三月并に一九一五年六月各一日に於ける

食料品小賣相場

(全國八十都會の代價を平均したるものにして、麵麴は四封度の代價なるが、他は一封度の代價なり)

麵 麴	一九一四年三月一日	一九一五年三月一日	一九一五年六月一日
牛 酪	五片之	七片之	八片之
鮮 入	一志三片之	一志四片之	一志五
シ ャ ム	一三	一三	一四
乾 酪	五	五	五
鹹 豚 肉	八	一〇	一一
内國產牛肉	九	一一	一一
フキレ肉	六	七	九
氷詰牛肉	七	八	一〇
側 面	五	六	七
内國產羊肉	一〇	一一	一一
腿 肉	六	七	九
氷詰羊肉	六	八	九
胸 肉	四	五	六
胸 肉	二	二	二
カトミール	一六	一九	二〇
茶	二	三	三
砂糖	二	三	三

諸般貨物の代價殊に労働者の生活に必須の關係ある貨物の代價の騰貴したること斯の如き場合に、政府は果して如何なる處置に出でたるか。労働者社會に於て

は、政府は恰も開戦當初、銀行並に引受業者救済の爲めに、金融市場に干渉したるが如く、物價に對しても必ず或る調節策を講ずるに至る可きことを信じたり。然るに之を事實に徴するに、八月初週政府は物價の恐慌的騰貴を抑制する爲め、最高價制限策を施したるの外、全然何等の計畫を試みず、其後代價騰貴の勢力の依然たるものあるや、アスキス氏は單に六月を待つ可しと言ひ、只管勞働者の自重を要請するに止まり、而して千九百十五年六月に於ては、纔に炭坑積出當時に於ける石炭價格制限を目的とする炭價法案を議會に提出したるのみ。

政府の物價調節策の緩怠を極むること斯の如き場合には、勞働者たるもの自衛の必要上、或る處置を講せざる可からず。蓋し八月七日勞働黨の黨務委員は委員長ダブリュー・シー・アンダーソン並に、幹事アーサー・ヘンダーソンの兩氏の名義を以て、廣く所屬諸團體に通牒を發し、八月五日並に六日の勞働黨會議に於て、事變勞働者國民委員會の組織せられたることを公にしたるが、同委員會は直に種々の綱領を協定し、物價問題に就ては、第一内國產食糧の供給を獎勵し、全國民に關係ある產物の運賃に大なる低減を加へ、第二最高價格の限定並に食糧供給に對する監督に

依り、格外なる價格に對して國民を保護するの二箇條を議決したり。開戦の當初物價の騰貴するや、世人は其騰貴する度毎に、之を最高の價格なる可しとし、近き將來に必ず其低落を來す可きことを豫想して、自ら慰むるの趣なりしが、物價騰貴は千九百十五年に入りて、毫も其勢を更めざるを以て、斯る豫想の架空なること自ら明瞭と爲り、代價の低落を期するの運動漸く熾烈と爲り、千九百十五年一月二十一日、勞働黨委員會は當時の穀價騰貴が主として運賃の上進に基くことを説明したる激文を公にし、常に海運業者の利害を代表する「ジョーナル・オブ・コム・マース」が前年十一月二十七日の紙上に於て「今や英國の海運業者は好機會に接したり。國家の保護に依て、從來運賃を低落せしめたる獨逸の商船が海上より一掃せられたる今日は英國は世界の海運業に何等の競争者を見ざる可し」と論じて、當業者に運賃の引上を慫慂したる一節を引抄して、攻撃を加へ、續ひて石炭の價格に就ても、坑主殊に小賣商人が戦時の状態を利用して、暴利を貪りつゝあるとを指摘し、大英坑夫聯合會々長スマイリー氏の如きは明に「政府にして炭價を制限する法律案を議會に提出し、且つ總ての超過利益を收用するの意を示さんか、坑夫は敢て賃銀の上進を要

請せざることを説きて、炭價の制限に依て、労働不安の状態を緩和するの最良策なる所以を論じ(The Round Table, Sept. 1915.) 結局一月二十八日物價調節策として、左の諸方案を發表したり。

(一) 政府は石炭の最高價を公定す可し。

(二) 各箇の鐵道會社並に商人に屬する鐵道貨車は總て之を統一し、最も完全なる程度に於て、經濟的に使用せらる可し。

(三) 政府監督の下に居る海運業の運賃を決定するに當り、政府は箇人船主の課する苛重の運賃を標準とせず、正常の運賃率を以て、之を律す可く、此點に就て吾人は一般海運業に對する公共監督の必要を再言す可し。

(四) 政府は石炭の供給を收用し、地方自治體又は消費組合を通じて、各家庭の消費に分配す可し。

(五) 是等の問題を處理する爲め、各産業中心地に於て、地方會議を組織す可し。

右決議の第五條に據り、千九百十五年二月十三日地方會議の組織せらるゝに先だち、同十一日労働黨は下院に於て「本院の意見を以てすれば、食料品石炭並に他の

必要品の代價が近來著しく騰貴したるは、戦争の經濟的影響とす可からず、寧ろ物資の貯藏と運輸機關の不足とに基くものにして、隨て本院は政府が此不法なる代價騰貴を抑制する爲め、海陸運輸機關を利用して、最高價格の下に、市場に必要な供給を爲し、又人爲的費用に左右せらるゝ貨物を支配するの必要を認む」と言へる決議案を提出したり。アスキス氏が前記六月を待つ可しと言へるは此決議案の議事中にして、此言たる、政府自ら労働不安の状態を刺戟したるの觀なき能はず。即ち労働黨は政府の無爲に對して、大なる不平を懷き、全國の地方會議は、本會議は政府が食物並に燃料の代價暴騰に對して、有效なる計畫を講ずることを拒否したるに就て、大なる失望と不快を感じるものなり。下院は宜しく政府をして生活必要品の代價暴騰が労働階級に加へつゝある負擔を除却する爲めに、曩に労働黨委員會の發表したる五箇條の物價調節策を實行せしめ、首相の聲言したる無爲の方針に代らしむ可きことを決議し、三月十二日食物並に燃料代價の問題に關し、事實労働者國民委員會自ら中心と爲りて、倫敦に國民會議を召集し、結局各種の貨物代價に就て、左の如き決議を發表したり。

小麥代價

(一) 小麥代價低落の爲めに行ふ可き最も有效なる方策は運送船の不足を補充するに在り。隨て政府は多數の船舶を監督し、運送原費を以て、直接にアルゼンチン、加奈陀其他の地方より小麥を輸送するの計畫を講ず可し。

(二) 政府は露西亞其他の供給を收めて、國民の需要に應せしめ、投機を抑制せざる可からず。

(三) 政府は公正なる代價を以て、英國内に現存する小麥を買收す可し。

(四) 政府は一の代表委員會を組織し、勞働者の利害を代表する者をも之に加へ、内國供給の小麥に對して支拂う代價を決定す可く、輸入小麥の運賃は此價を決定する際に算入せず、而して内國產并に外國輸入小麥の賣價は「クオート」に付き四十志以下とし、爲めに生ずる損失は國庫に於て負擔す可し。

(五) 政府は千九百十五年度の收穫を助長せしむると共に、之を買收し、委員會の決定する代價を以て賣却す可し。

(六) 右代價の決定に際し、農業勞働者に適當の賃銀の支拂はることを考量す可し。

(七) 政府は小麥以外の食料品に就ても最高價格を決定するの手段を施し、家賃をも監督す可し。

石炭代價

前記一月二十八日の決議第一項乃至第四項と同一なるを以て略す。

雜

(一) 地方自治體代表者にして本會議に出席したる者は其所屬府縣會をして政府に如上の方策を實行することを督促せしむ可し。

(二) 政府が如上方策の實行を拒否したる場合には、勞働黨は下院に於て其實行に必要な手段を取る可し。

(三) 本會議の決議書は、各地方の職工組合、産業組合本支部に之を送達し、關係地方選出の議員をして其實行に努力せしめ、一方に事變勞働者國民委員會は總理大臣以下諸大臣に對する陳情委員會を組織す可し。

以上を以て勞働者の物價問題に對する運動は一段落を告げ、政府が如何なる程

度まで彼等の主張を容れて、實際に施設す可きやを監視することゝ爲れり。三月中旬下院に於て勞働黨議員バーンズ并にアンダーソンの兩氏が此問題に就て商務院當局者に質問を發し前者が「勞働者の家計費は家賃を除き他の費用に就てのみ計算するも、今や二割乃至二割五分の増加を呈したり。政府は其被傭者が團體の勢力に依て、自家の主張を貫徹せんとする場合の外、賃銀を増進する例を示したることなし」と云ひ、アンダーソン氏に至つては、更に政府に肉薄して「政府が總ての救済策を以て實行に値せざるものと認め、需要供給の法則に一任するの意見を懷くものなる以上は、勞働者亦石炭並に穀物商人が爲しつゝあると同じく、勞働力の一部を市場より撤去し、勞働に對する代價を高からしむるを得策とす可し。然も政府にして救済策を講ずる場合には、勞働者亦斯る手段に訴ふるを要せず」と云ひたるが如き(The New Statesman, March 20, 1915)。即ち勞働者に斷乎たる決意の存するを明にして、以て政府の急速なる解決を促したるものと認む可し。或は勞働者の一(家族に就て見れば、戦争の爲めに、家族全體の所得の増加したる事情なしとせず。蓋し開戦以來多くの工場に於ては、超過時間の勞働行はれ、之に對して超過賃銀支拂はれ、政府は家長

の出征したる家族に對して、留守手當金を交附し、熟練勞働者不足の爲めに、從來相當の賃銀を以て、職業に就くを得ざりし女子、不熟練勞働者、勞働不能者の如きも亦或る高の賃銀を收得するに至れるが如き、明白の事實にして、斯くて社會の一部に箇人の賃銀よりは寧ろ家族の賃銀に依て、一時の繁昌を呈するに至れるの觀ありと雖も、假に斯る狀態が戦時を通じ、又戦後に亘つて繼續せんか、職工組合の主義は打破せられ、家長たる壯丁勞働者の賃銀の低落したる缺陷を全家族の勞働に依て補足せざる可からざることゝ爲る可く、斯の如きは社會生活の完全を期する所以に非ず。斯る一部の事相を捉へて、勞働者の満足を買はんとするが如き、思はざるの甚だしきものなり。即ち開戦後時を経るに隨ひ、世上の物論日に盛にして、苟も一日を緩うせんか、勞働者社會の安寧亦之を保つ可からざるの狀を示し來れるを以て、政府も漸く一般の運動に制せられ之に應ずる目的を以て、先づ石炭價格問題調査の爲めに、委員會を組織したり。此委員會には勞働黨の下院議員ウキル、クルークス氏委員の一人と爲れるが、四月上旬發表したる報告を見るに、炭價騰貴の原因に就ては、盡く勞働黨と同一の意見を懷き、隨て其調節の爲めに、左の諸策を主張したり。

委員會は石炭所有者中採炭高の減少を理由として當初契約したる石炭の受渡高を減縮したる者あることを知れり。斯る處置が果して合法なりや否や、將た又賣價を引上げて、所定の石炭を引渡すことの合法なりや否や、疑問の存するものなき能はず。殊に今日の状況を以て進行せんか、次期の冬季に於ける石炭供給は一箇の難問題にして、之に處するには、左の方策を以てせざる可からず。

(一) 中立諸國に對する輸出の一時的制限。

(二) 倫敦府廳並に其他の地方團體をして夏季の間倫敦又は其附近に於ける家庭用石炭の貯藏高を買收せしめ、冬季に於て薄資の消費者に之を賣却せしむる方法。

(三) 現時石炭殊に骸炭運送に使用せらるゝ汽船の運賃低減。

(四) 捕獲審檢所の決定を経たる敵國船舶の石炭運送に於ける利用。

(五) 以上の方策に依て、尙ほ石炭の代價の適當なる程度まで低落せざる場合に、戦争繼續中政府をして採炭に監督を施さしむる方法。

右の決議が公にせられて後、政府は尙ほ三箇月を空費し、千九百十五年七月に至

りて漸く炭價制限に關する法律案を議會に提出し、同月下旬法律の公布を見るを得たり。同法は數箇條より成ると雖も要するに(一)出坑當時に於ける炭價を制限し、千九百十四年六月三十日に終る一年間の相當期日に於ける炭價に對して、一噸に付き四志以内の價格を加重したるものを以て、標準價格とし炭價を之に據らしめ、(二)商務院は適宜一噸に付き四志を限度として、加重す可き價格を決定し(三)斯く決定せられたる價格と異なる代價を以て、石炭を販賣したる者には嚴罰を加ふるの手段に依て、炭價を制限せんとしたるものなり。

故に開戦以來一年間勞働者社會の爲したる所を約言すれば、或は決議を公にし、或は物價の暴騰を惹起せる商人の不正手段を攻撃し、或は政治的勢力に依て、自家の利益を保護せんとするに止まり、而して是等の主張は多く政府の容るゝ所と爲らず、物價は騰貴し、賃銀は停滯的狀態に居り、金融海運鐵道の諸事業者は盡く政府の保護に浴するに拘はらず、勞働者は獨り然るものある能はず、斯の如くして勞働者社會の戦時を通じて、平靜の狀態に居ることを希望するは難きを他に強ゆるの譏を免かれず。蓋し勞働者にして、産業上の休戦を宣言し、從來傭者に對抗して致した

る要求を撤回する以上は、其裏面に於て資本家勞働者の雙方共に或る犠牲を荷う可きの意思の存したることを疑う可からず。然るに僱者は物價をして其騰貴するの勢に一任し、戦時の變動に伴つて増加する利益は之を壟斷して顧みざるものとするれば是れ勞働者をして私人企業の暴虐に屈從せしむるものにして、勞働者の社會に産業上の休戦なる名稱の下に生じたる調和的精神が忽にして打破せられたるは、之を自由黨政府の失政に歸せざる可からざるなり。

二

千九百十四年の末より千九百十五年の始に至る間、英國勞働者社會に起れる二箇の變動は物價騰貴と熟練勞働者の缺乏とにして、前者は政府の調節策宜しきを得ざる爲めに、其趣を更めず、後者亦軍需品に對する需要、兵員補充の必要とに基くを以て戦争の進行と共に其勢を加へんとし、斯くて開戦當時に維持せられたる産業上の調和は全く壊敗するに至れり。物價の騰貴に對して、政府の方針無爲に流るゝや、自ら勞働者の間に賃銀増進の要求を致すに至れるは自然の數にして、彼等は戦争前に於けると同一程度の賃銀を收得せんとしたり。若しも政府又は資本家に

して所謂産業上の休戦の宣告せらるゝ以前に於て、或は少なくとも政府の仲裁委員會任命以前に於て、此點に相當の注意を致したらんには、後日の紛議の如き之を避け得たりしやも、未だ知る可からず、唯當時斯る注意の閑却せられたるを遺憾とするのみ。

開戦後勞働者社會に大なる變動を及ぼしたる一の事情は熟練勞働者の缺乏にして、政府より廣大なる事業を請負ひたる當業者は約定の時期に仕事を完了するの必要上、熟練勞働者を雇傭するに忙はしく、勞働者亦一の仕事に就きながら他の仕事に求めらるれば之に移り、爲めに全體の仕事に於ける進捗を妨ぐるに至れり。而して此點に就て政府に責任の負う可きものあるは一般の認めたる所なり。蓋し熟練勞働者の不足は千九百十四年十一月の前後に於て、特に甚だしきを告げたるが、開戦後數箇月間偶々内國勞働市場に於て、失業者を生じ、失業者の百分率が十二乃至十九の間を往來するや、政府は其救済策に没頭して、他を顧みるに遑あらず、總て失業したる者あれば、其不熟練勞働者たるを、熟練勞働者にして、近き將來に於て内國の生産上に大なる用途の存する者たるとを問はず、一律に兵卒として兵役に

就かしめたり。此點に於て、政府が多少先見ある處置に出でたらんには、熟練勞働者不足の程度を減縮するを得たるや論を俟たず。^(G. D. H. Cole-Labour)固より或る場合に於ては、傭者は婦人に訓練を加へて、之を一箇の熟練勞働者たらしめんとしたれども、其期間の短かきに對して、勞働者を需要するの勢大なるを以て、成功を收むるを得ず。又仕事の閑暇なる方面より、其繁忙なる方面に婦人勞働者を移さんとしたれども、斯る轉換にも自ら制限の存するものありて、充分に目的を達する能はず。現に當時國立勞働取引所に就職希望の登録を爲したる婦人の數は八萬六千人の多きに上れりと雖も、熟練を要する仕事に就くを得べき者の數の四千七百五十に止まれるが如き、此般の事情を示すの一資料に充つるに難からず。婦人を以て、熟練勞働者を補充せんとするが如き、事實に於て實行に困難の事情あるを知るに、餘りありとす可きなり。^(A. W. Kirkaldy-Credit, Industry & the War, p. 72)既に其原因の如何は姑く之を問はず、熟練勞働者の不足せる事實は現實に世間に暴露し來りて、之を掩う可からず。熟練勞働者の不足斯の如く爲らんか、勞働爭議を惹起すの原因と爲ると共に、機械工業に於ける職工組合の制限的規約は世間の見て以て不便とする所と爲るは勿論にして、千九

百十五年二月八日陸軍次官は始めて此問題に接觸し、下院に於て職工組合指導者に向つて、制限的規約を廢棄し、全國の勞働力を統一するの必要を勸説すると共に、政府亦之に先だつ四日即ち二月八日を以て、機械工業並に造船業生産委員會なるものを組織して、サー・ジ・アスクウキス、サー・エフ・ホップウード、サー・ジ・ギップの三氏を委員に任命し、斯業の傭者並に勞働者を代表する者と會商し、是等の事業に於て政府の注文を受けたる場合に、其生産上の全能力を擧げて、時局の必要に應ぜしむるを得る最善の方法を攻究報告するの任務を負はしめ、之と相前後して「クライド」造船所に同盟罷業の起るに及んで、産業上の不安に對する問題は國民の腦裡に大なる印象を與へたり。

前述の如く歐洲戦争の破裂以來戦争の結果として、英國勞働者社會の生活状態攪亂せられ、物價獨り騰貴して、賃銀の上進之に伴はず、其實價の低減したる以上は勞働者が團體的運動に依て傭者に勞働條件の改善を求むるは、當然の勢にして、其改善の實現せられざる場合に、同盟罷業に訴ふるも亦合理的處置たるを失はず。單に國家が外に事端の滋きものあるの故を以て、勞働者が自家の當然主張す可き權

利を放棄するが如き、職工組合の歴史を蹂躪する自殺的所業と言はざるを得ず。然るに英國に於ては開戦と同時に所謂産業上の休戦なるものの一の輿論と爲り、傭者被傭者共に此輿論に制せられて、係争中の紛議を即決するを當面の急務なりとし、北部エッセクス并にヒヤフォードシャーに於ける各農業勞働者の同盟罷業は八月四日勞働者の要求承認せられて、解決を告げ、兩三日後蘇格蘭炭坑に於ける同盟解傭亦炭坑主の賃銀低減に關する提案を撤回することに依て終熄し、オックスフォードに於ける建築業の同盟罷業は仲裁に委せられ、マーセー船渠事務所と被傭者との紛議は戦後に解決を延期し、倫敦建築業に於ける同盟解傭は國民和解局に決定を託するに至れるが如く、現存中の紛議は盡く其跡を絶ち、更に此事實を明確ならしむる爲め、千九百十四年八月二十四日職工組合會議の對議院委員會、職工組合聯合會の業務執行委員、勞働黨の黨務委員は會合し、超過時間勞働の停止に依る失業の防遏、失業救済に要する救済基金の醗集に就て、政府に要求すると共に、當面の問題に就ては、

現存する勞働争議は其同盟罷業たると同盟解傭たるとを問はず、之を終熄せしむるに全力を致す可く、又戦争中新なる争點の起れる場合には、關係者は其同盟罷業と爲り、同盟解傭と爲るに先だちて、平和的解決を告ぐる爲めに、絶大の努力を致す可し。

と決議したり。尙ほ此他將に發生せんとしたる争議にして、開戦の爲めに、發生せざりしもの少なしとせず。試に千九百十四年六月以來千九百十五年九月に至る同盟罷業の狀況并に之に關係する統計を示すに、其一斑左の如し。

A、戦争中の勞働紛議

一九一四年 六月	紛議の数	新紛議に關係したる勞働者數		總ての紛議に於ける關係者	
		直 接	間 接	直 接	間 接
六	一一八	三三、六〇六	七、五二一	八二、七五二	
七	九九	四五、七四七	三、六二三	九八、二二二	
八	一五	一、九七五	二九	四九、八〇四	
九	二三	二、九七二	三八三	一三、〇二五	
一〇	二七	五、〇二六	四、四二〇	二〇、六七七	
一一	二五	四、六六五	四二七	八、〇六一	
一二	一七	一、一九〇	二	三、〇六五	

一九一五年	一	三〇	三、四三六	六四六	五、八八九
二	四七	二六、一二九	二、八七八	三一、〇六〇	
三	七四	一二、九八二	三、三七七	三三、九〇三	
四	四四	五、一三七	四四〇	一〇、二二二	
五	六三	三九、九一三	八、三二七	五一、五七五	
六	七二	一七、九〇四	四、四二六	四〇、九九九	
七	四〇	二〇、〇九五	一、九八九	二〇九、二六一	
八	四九	二二、九四五	二、九一八	二八、八七〇	
九	五五	一四、一七〇	二、一六九	五二、八六九	

即ち開戦と同時に産業上の休戦の行はれたる結果として、労働争議は六月に於ける百十八、七月に於ける九十九より八月に於ては十五に、九月に於ては二十三に減少し、直接に争議に關係したる者の數も亦七月に於ける四萬五千七百四十七人より、九月に於て二千九百七十二人に減少したる次第なり。更に次の二表を以て、開戦前と開戦後とに於ける労働争議の状況を對照す可し。

B、1、一九一三年并に一九一四年八月以後五箇月間の労働争議

職業別	一九一三年八月より十二月に至る間			一九一四年八月より十二月に至る間		
	争議數	關係労働者數	争議總日數	争議數	關係労働者數	争議總日數
建築業	七三	一三、五二四	三七六、六二九	—	—	—
炭坑業	八九	八五、九五七	六八七、四一四	三七	二一、六八八	二七三、四〇〇
其他の礦業	九	三、八三五	二三六、〇七〇	六	三三五	一九、六〇〇
機械工業	八二	一八、八五三	四〇三、五六四	一三	二、七九三	三三二、八〇〇
造船業	四八	一二、四三三	八一、〇九五	一六	五〇三	一六、一〇〇
其他の金屬工業	四九	二五、八五五	三二五、七三六	一一	一、六八一	五六、五〇〇
織物業	九一	二九、五七六	七二七、九〇〇	一四	二、七四三	二四四、二〇〇
被服業	二五	四、八〇八	三五、四一〇	一一	一、〇四六	二二〇〇
運送業	五二	二八、八七三	二二七、四九二	一七	一、八八七	二五、九〇〇
其他諸業	一二六	三二、一九二	五一〇、〇二二	四三	二、四七四	七八、三〇〇
合計	六四四	二五五、九〇六	三、五九一、三三二	一六八	三五、一五〇	一、〇三九、〇〇〇

B、2、一九一四年并に一九一五年一月以後七箇月間の労働争議

職業別	一九一四年一月より七月に至る間			一九一五年一月より七月に至る間		
	争議數	關係労働者數	争議總日數	争議數	關係労働者數	争議總日數
建築業	一四三	三八、九一四	三、二五〇、三〇〇	三一	一〇、一〇二	八八、九〇〇
炭坑業	一一四	二四九、九九五	三、四六四、一〇〇	三三	二三二、八六一	四、二二三、八〇〇

其他の鑛業	一三	一、〇三九	四二、九〇〇	二	一〇三	三、一〇〇
機械工業	七四	一六、四三二	六〇〇、三〇〇	六五	一九、八三一	一九一、九〇〇
造船業	七一	一六、四五五	一〇七、一〇〇	三二	三、五五五	二七、三〇〇
其他の金屬業	四二	一二、三五九	二三五、〇〇〇	二九	一〇、〇四一	四八、一〇〇
織物業	八一	一九、一一〇	四八〇、九〇〇	四八	二六、七一八	二一九、三〇〇
被服業	三五	二、九三四	五六、七〇〇	二六	三、四〇五	一五、二〇〇
運送業	三八	一一、七五五	六八、六〇〇	五六	一七、四〇八	一〇九、一〇〇
其他諸業	一六一	四三、一三八	五九九、九〇〇	九二	一九、六五六	二〇七、〇〇〇
合計	七七二	四二二、一三一	九、一〇五、八〇〇	四一四	三四三、六八〇	二、三三三、七〇〇

C、戦争中の重なる労働争議

一九二四年 八月	争議の性質	争議の原因	労働場所	繼續日数
八	ビショップオークランドに於て一千二百名の炭坑夫罷業す	賃	賃	四
九	レイスに於て造船工七百五十名罷業す	賃	賃	五
一〇	ルーボンに於て炭坑夫一千三百名罷業す	最低賃銀法	賃	四
一一	リヴァプールに於て海員一千名罷業す	賃	賃	一〇
一二				
一九二五年				

一九二四年 一月	争議の性質	争議の原因	労働場所	繼續日数
一	バーミンガムに於て型付職工五百名罷業す	賃	賃	五
二	ラッシュデンに於て靴工二百六十六名罷業す	賃	賃	三
三	エザキンバラに於て工夫七百名罷業す	賃	賃	一五
四	ソルズベリープレインに於て四千名の大工井に労働者罷業す	賃	賃	一四
五	クライドに於て八千三百五十名の機械工罷業す	賃	賃	六
六	ダンデキに於て四千名の坑夫罷業す	賃	賃	六
七	倫敦船渠人夫五千名罷業す	賃	賃	六
八	メルチン・タイドツキルに於て坑夫二千三百三十六名罷業す	賃	賃	二
九	サンドバツチに於て機械工四百六十四名罷業す	賃	賃	二
一〇	バーケンヘッドに於て船渠人夫二千名罷業す	賃	賃	二
一一	倫敦荷役人足一千五百名罷業す	賃	賃	二
一二	ボンダルドーに於て坑夫八百五十名罷業す	賃	賃	二
一三	ハイズレーに於て型付職工六百名罷業す	賃	賃	二
一四	ソルザルに於て煉鐵工五百七十名罷業す	賃	賃	二
一五	ウーリツチに於て一千五百名の建築工罷業す	賃	賃	二
一六	ノーザンプトンに於て六百三十九名の建築工罷業す	賃	賃	二
一七	ダッドレーに於て三千名の坑夫罷業す	賃	賃	二
一八	カンノツク井に於て坑夫五千名罷業す	賃	賃	二

五	アリッスルに於て發動機車職工七百名罷業す	戰時賞與金	八
五	ライスターに於て機械工一千四十七名罷業す	低廉勞働排斥	未詳
五	ライスターに於て股引製造職工一萬人罷業す	賃銀	二
五	倫敦に於て市街鐵道従業者六千九百人罷業す	賃銀	一九
六	ボンチブリッド附近に於て坑夫一千八百八十四名罷業す	非組合員排斥	三
六	ロンドンブリッドに於て坑夫一千五百三十八名罷業す	非組合員排斥	二
六	ダーリントンに於て機械工三百名罷業す	賃銀	三
六	オルダムに於て綿花職工九百四十四名罷業す	賃銀	二二
六	プレストンに於て船渠勞働者三百三十名罷業す	賃銀	七
六	三百六名の陶器工罷業す	非組合員排斥	三
六	ボンスに於て木材人足四百四十九名罷業す	書記罷免	四
七	アルザールに於て二千名の火藥職工罷業す	賃銀	九
八	南ウエールズに於て坑夫二十六萬人罷業す	監督罷免	一
八	倫敦に於て建築工二千二百八十九人罷業す	火夫罷免	一
八	レスサムに於て坑夫七百九十二名罷業す	非組合員排斥	一
八	ボンチブリッドに於て坑夫一千五百名罷業す	賃銀支拂法	七
八	南ウエールズに於て坑夫一萬二千人罷業す	勞働者復職	九
八	クライドに於て船匠四百三十一名罷業す		
八	剃刀磨工五百九十二人シヤフキールドに於て罷業す	賃銀	
八	パアンレーに於て一千二百名の梳工罷業す	賃銀	

開戦と共に著しく減少したる勞働爭議が其後數箇月を経て、千九百十五年に入ると共に、漸次増加し、所謂産業上の休戦状態の全然破壊せられたるは、要するに政府并に備者が戦争前に於けると同率の勞働報酬を勞働者に與ふるに吝なりしが故に、勞働者は職工組合の實力を以て、生活費の増加に應ずる勞働報酬の増加を主張するに至れる結果にして、而して勞働者は其目的を達するに大なる困難に接するを免がれざりき。即ち千九百十四年八月以後數箇月間に於ては、各事業を通じて賃銀に大なる増加の行はれたるもの甚だ少なく、纔に倫敦バーミンガム、リヴァプール等の機械工が多少の賃銀増率を得たるのみ。然るに千九百十五年二月鐵道従業者國民組合并に機關夫火夫聯合組合が鐵道會社より戰時賞與金として、賃銀一週三十志以上の者は三志、三十志以下の者は二志の給與を受くることゝ爲るや、此事は自ら一般の例と爲りて、備者は永久の賃銀を引上ぐるよりも、戰時賞與金を與ふるの方針を取り、一方に勞働者は其給與の短期不確實なるの故を以て之を喜ば

ざるの趣を示し、殊に戦時賞與金が戦争の終熄と共に廢止せられんか、労働者は戦後其地位の最も薄弱なるときに、生活程度維持の爲めに、争はざる可からざるの結果を生ずるものとして、世間の非難を招きたり。

斯くて二月十六日前記の如くクライドに於て機械工が大規模の同盟罷業を行ふや、産業上の休戦の破れたるの故を以て、世間の驚愕する所少なからず、生産委員會の組織、兵站省の新設、軍需品法の制定等何れも此罷業に關聯して、現實の問題と爲れり。其影響の大なること斯の如く爲るを以て、少しく此同盟罷業に就て叙述せんに、元來グラスゴーに於ては、千九百十二年一月以來機械工の標準賃銀を一時間に付き八片とし、當時の協定に於て、三年間賃銀率を此程度に据置くことゝしたり。故に此期限中殊に千九百十三年に於て、他の工業中心地に於て機械工を始めとして、組織ある労働者の賃銀は商業繁榮の結果として、大に上進したるに拘はらず、グラスゴーに於ける機械工の賃銀は増進するの機会を逸したり。茲に於てか千九百十四年六月機械工聯合組合グラスゴー地方委員會は契約の終了を待つて賃銀に一時間二片の増進を要求することを決定し、此増進を以て生活程度の向上に伴ひ、

又他地方に於ける賃銀と調和を保つものと認めたり。右の決定は開戦前戦争の爲めに生活費の未だ増進せざる時に行はれたるものなるを以て、開戦後生活費の増進したる時に、之を備者に致して、要求を貫徹するは、最も道理ある處置なりとし、グラスゴー機械工組合は四週間前に賃銀増進の豫告を爲す可き規約に基き、千九百十四年十二月七日北西部備者組合に向つて、右の決定を通告し、翌年一月十三日の賃銀支拂當日より、之を實行するを求めたり。元來機械工聯合組合と備者組合との間には、一の規約ありて、兩者の間に問題の起れる場合には、地方協議會の議に付し、更に中央協議會に移すまで、争議の故を以て、部分的なると一般的なるとを問はず、業務を停廢す可からざるの、定めにして、一方に當事者の一方が請求するときは、地方協議會は一週間内に開會せられ、中央協議會は毎月第二金曜日を以て、開會せらる可きものなり。然るに備者は十二月三十日まで組合の要求に對して、何等の回答を與へず、次いで之を拒絶したり。斯くて機械工組合地方委員會が之に對して一月二十日限り労働を廢棄す可き旨の通知を組合員に與ふるや、備者組合亦之に驚愕し、一月十九日を以て地方協議會を開會するとに交渉し、爾來數回の協議を重ねて、

決定を見る能はず、傭者は一時間に付き半斤の賃銀増率を以て、讓歩の極度とするに對し、被傭者は之を容れず、二月十二日を以て中央協議會を開會すると爲れり。斯くて爭議の解決遷延するの間、諸工場に於て労働者は戦時の仕事に關する超過時間の労働を廢棄し、重要な工場にして斯る状態に陷れるもの十五の多きに上り、傭者組合は之を以て仕事の部分的停廢を認むることの書面を機械工組合に送り、労働者に警告を試みたれども、何等の效果を奏する能はず、二月十二日の中央協議會に於て、兩當事者間に今後六箇月又は戦争の繼續中、一時間に付き四分の三片の賃銀増率を行ふの協議成立したれども、機械工組合は之を承認せず、二月十六日以来クライド所在諸工場に於ける機械工は仕事を放棄して、自由行動を取り、労働廢棄中央監督委員會 (Central Withdrawal of Labor Control Committee) なるものを組織し、傭者并に政府は今後機械工組合委員と協議を爲さず、直接に此委員會と協議せざる可からざることを聲明し、組合委員が政府の壓迫に依て、眞實の代表者たる資格を喪失したることを非難するに至れり。

斯くて二月二十四日中央協議會の決定が機械工聯合組合の總會に於て、八百二

十九に對する八千九百二十七の多數を以て、否決せらるゝや政府も亦事態を座視する能はず、二月二十六日労働爭議調査委員長サー・ジョー・アール・アスクウイスは政府の命を奉じて、傭者労働者の雙方に書面を送りて、斯る紛擾の爲めに、海陸軍に於て特に需要する軍器の製造の頻挫して、國民の要求に背馳するの事情を訴へ、三月一日を以て復業することを求め、復業の後に於て、雙方の代表者を生産委員會に召集し、仲裁を判に付す可きこと論じ、労働廢棄中央監督委員會も亦之に従ひ、アスクウイス氏の示したる期日より後るゝこと三日即ち三月四日を以て復業したり。而して三月六日以来生産委員會は仲裁條件に就て審議し、結局三月二十四日を以て、時間賃銀に就ては、一時間に付き一片又は一週間に付き四志の割合を以て、出來高賃銀に就ては、一割の増率を行ひ、二月二十二日以後の賃銀支拂日より之を實行し、且つ右の賃銀増率は戦時賃銀と認め戦争に伴う異常の状態の繼續する間を限り、效力を有せしむるの決定を公にしたり。故に労働者は其要求したる程度まで賃銀を増進するの目的を達するを得ず、實際に行はれたる賃銀増率の程度を以てしては、他の地方に行はるゝ賃銀率と平準を保つ能はず、又生活費の増加を償うに足ら

ざるは明白の事實にして、勞働者が妥協的精神を以て、問題の解決に資したるの跡を認むるに難からざるなり。

三

職工組合の所謂制限的政策なるものは、職工組合加入資格の制限、不熟練者の排斥、非組合勞働者と同一場所に於ける勞働の拒絶、勞働時間の制限、超過時間勞働に對する制限等種々の事項に關聯し、職工組合の側より言ふときは、是等の諸點は組合存立の根本義として、最も重きを置く所なりと雖も、資本家は斯る制限的政策の行はるゝを喜ばず、機會に乗じて、之を打破するの意圖を懷きたるの趣あり。今回の開戦に臨んで、機械工業に於ける熟練勞働者の供給に不足を生ずるや、備者組合は戦後を期して、戦前の狀態に復すること、勞働者には標準賃銀を支拂ふことの二條件を以て、制限的政策の撤回を求め、千九百十四年十二月十七日其意を機械工組合に致したり。コール氏の説明する所に據れば、備者組合は豫め制限的政策例へば非組合員の拒絶、仕事の種類劃定、超過時間の制限等に就て、勞働者が平生の主張を放棄することを要求し、之を放棄したる後に、兩者相會合するの意を示したりと云ふ。

(Cole-Labor in War) 斯の如きは、備者に絶對的自由を與へ、勞働者の利害をして、其自由の下に屈服せしめんとするものにして、産業上の民主政治を打破し、資本家專制の舊時代を再現せしめんとするの結果なき能はず。世間勞働者を以て、勞働爭議の主動者なりと云ふ。然も事實に於て、資本家が爭議を誘致したるの跡甚だ顯著なるものあるは、到底之を否定す可からず。右の交渉に對して、勞働者は(第一)如上の提議たる偶々備者組合に屬する備者の爲したるものにして、組合外の備者を拘束せず(第二)備者の職工組合に對する處置を自由ならしむるときは、戦争終熄後、兵役に就ける機械工の除隊と共に、熟練勞働者の過剩を來し、如何なる保證の存するに拘はらず、賃銀を低落せしめ、其他の勞働條件を不良ならしむるに至るの二點を論據として、之を容れず、數回の協議を重ねて、交渉の成立を期する能はざりき。機械工組合の反對論據中、第二の點は事將來に屬し、戦時に於て其當否を斷定するに難きものありと雖も、第一の點は之を正當とせざる可からず。蓋し備者組合に屬せざる備者の機械工業經營者中に在りて、斯る備者が戦争後曩に行はれたる勞働條件を復興せざるときは、組合に屬する備者亦組合外に於て支拂はるゝ賃銀の低廉なることに促

され、種々の口實を設けて、賃銀を低落せしめんとし、第二の事情と相重なりて、機械工をして愛國心なる美名の下に、既往數十年間の努力に依て收め得たる効果を喪失するに至らしむればなり。斯くて交渉の成立せざる間、千九百十五年二月四日前記生産委員會の組織發表せられたる次第なるが、同委員會が其報告を世上に公にするに先だち、陸軍次官テンナント氏は既に下院に於て、労働黨議員に向つて、制限的政策の撤去を求むるの演説を爲したり。然も氏は労働者が斯る制限の撤去に依て如何なる影響を蒙るや、此影響に對して、如何なる方法を以て、政府は労働者の利益を保護せんとするや、將た又制限の撤去に依て、資本家の收めんとする過剰利益に對しては如何なる處置を講せんとするや、是等當面の問題に就て何等の意見を示さざりしを以て、労働黨議員は陸軍當局者は時局に於ける労働問題の實情を理解せず、資本家の傀儡と爲り、労働者に讓歩を求むるものとして、之に痛撃を加へ、却て労働者の政府并に資本家に對する感情を刺戟したる一方に、二月十八日アームストロング・ホイットワース會社のエルスウキック工場に於て、職工は會社が組合に協議せずして、不熟練労働者を雇入れたる事實に就て會社に抗議し、同盟罷業決

行の勢を示したる爲め、結局兩者の間に妥協成立し、會社は遂に(一)如何なる労働者を雇入るゝも、當該地方に行はるゝ賃銀を支拂ふこと(二)職工組合は新に雇入れられたる労働者の仕事振を監視すること(三)備者は斯る労働者の名簿を備うることを、(四)斯る労働者は戦争の終熄と共に、解雇せらる可く、備者は其姓名を備者組合に通知し、組合所屬の備者をして彼等を雇傭せしめざることを、(五)今後新に不熟練労働者をして熟練を要する仕事に就かしめず、疑義ある場合には、總て職工組合に通告することの諸件を承認したり。是等の諸條件は一舉に職工組合に依て提出せられたるに非ず、組合は逐次其一部分を提出して、備者に迫り、結局全部の承認を已むを得ざるに至らしめたるものにして、アームストロングの如き大工場に於て、労働者が多くの程度まで自家の主張を貫徹したるは、今後の對資本家交渉に大なる影響を及ぼしたること論を俟たず。

次ひでダーラムのウォルシングトン製鋼工場に於て、工場主が白耳義避難民を雇入るゝや、職工は之を以て不熟練労働者に與ふるに熟練を要する仕事を以てするものなりとし、之を理由として同盟罷業を企て、白國避難民授職委員長サー・エル

ネスト・ハッチは工場主と協議の上、避難民の就職を廢止して、爭議を解決し、又サンドバッチに於ける機械工同盟罷業に於て、地方救助委員會が白國避難民をして依然仕事に當らしむるや、ハッチ氏は罷業者に有利なる處置に出で、避難民の就業を禁止したり。蓋し英國政府は千九百十四年十月以來サー・アーネスト・ハッチも委員長とする白國避難民救助委員會を組織し、彼等に授職の便を謀れりと雖を、一方に自國勞働者の賃銀率に不利の影響を及ぼさざるの制限を設けたるを以て、此制限を遵守し、又之を厲行する以上は、ハッチ氏の如き處置に出づるは、當然の勢とすべく、必ずしも之を以て英國の勞働者が自我の極に陥りて、亡國の民を虐遇するものと認む可からざるなり。

斯の如く勞働者社會の風雲穩かならず、勞働者は動もすれば同盟罷業に依て、備者に當らんとするの際、生産委員會は二月十六日、同二十日并に三月四日を以て、前後三回の報告を發表し、今後の勞働問題を解決し、戦時勞働の効果を大ならしむ可き方策を案出したり。即ち第一回の報告に於ては、委員會は勞働者が時間を確守するの觀念に乏しく、爲めに同一場所に於て同一種類の仕事に従う可き勞働者の一

部分が正確なる時間に其場所に着くも、他の一部分の來らざる爲め、仕事を開始する能はず、爲めに時間を喪失するの弊害を指摘して、備者并に被備者の注意を求め、第二回の報告に於ては、爆彈并に信管の製造高を増加する方法に就て調査し、第一、現在の職工組合が超過時間の賃銀を決定する場合に、出來高賃銀の五割増に制限する規約を緩和し、第二婦人に適する仕事には相當の條件の下に、婦人をして之に當らしむるの二點を必要なりとし、第三回報告に於ては、勞働者の仕事に關する區劃を緩和すると共に、從來の勞働者の利益を傷けざる程度に於て、不熟練又は半熟練勞働者を使備するの二點を挙げたり。殊に第二回報告に於ては、同盟罷業の防遏に就て攻究し、備者被備者間に於ける紛議の爲めに、生産上に減損を生ずることを防遏する爲め、同盟罷業并に同盟解備は政府の註文を受くる仕事に起る可からず。紛議發生して、當事者又は其代表者に依て直接に解決せられざる場合には、政府の任命したる審判者の仲裁に付す可きことを主張したり。

婦人勞働の事たる、開戦以來政府資本家職工組合の三者間に於て、一箇の繫争問題たりき。政府が軍需品として平生より特に婦人勞働を使役する被服に就て、巨額

の註文を爲すや、大に婦人に對する職業を増加すると雖も、其増加の故を以て、必ずしも男子の職業を減縮するに至らず。又男子の出征したる結果、従事者の不足したる職業例へば會社商會等の書記に婦人を使役することは一般に行はるゝ所なるが、此場合に婦人の勞働効程の男子に比較して劣れる爲め、從來二名の男子の爲したる仕事を三名の婦人を以て、當らしむることあり。隨て傭者は勞働効程を標準として、賃銀を決定するの至當なるを認め、賃銀を低下せしめんとす。一方に職工組合は斯る賃銀低下の勢が一般の風潮を招致するに至らんことを恐れ、所謂同一の仕事に對する同一の支拂なる原則に據て、之に反對するの趣なしとせず。然れども此問題たる婦人の爲す仕事と職工組合勞働者の爲す仕事との間に性質上の相違あるを以て、組合の反對亦必ずしも強烈ならざるなり。唯開戦以來勞働者社會の趨勢を見るに、婦人が從來熟練と腕力とを缺くの故を以て、排斥せられたる仕事に迎へられんとするの傾向あるの一事は職工組合の認めて、非なりとする所にして、生産委員會が組合の反對を除かんとするに意を勞したる所以なり。

生産委員會の報告したる決議を實行するには、政府と職工組合との間に熟議を

重ねざる可からず。即ち政府は千九百十五年三月十七日機械工、造船工、製鐵製鋼工、其他の金屬工、木工、一般勞働者、運送夫、毛織工、製靴工の組合代表者并に職工組合對議會委員、職工組合聯合會代表者を召集し、之に大藏大臣ロイド・デ・ジョージ、商務院總裁ランシマンの兩氏參加して、軍需品製造高増進の方法に就て審議することゝ爲り、ロイド・デ・ジョージ氏は其席上戰時利益に對する制限を資本家に加ふる一方に勞働者亦職工組合規約の緩和、仲裁々判の承認を容る可きの意見を提示し、次ひで各方面より七名の代表者を任選して、一箇の原案を作成せしめ、三月十九日機械工聯合組合を除き、他の代表者は總て之に賛成したり。所謂大藏省會議(Treasury Conferences)と稱せらるゝものは、即ち是れにして其原案の要點左の如し。

(一) 戦争中軍需品製造業を始め戦争の進行に必要な事業に於ては、仕事を停廢せず、賃銀其他勞働條件に關する爭議にして、戦争に基きて起れるものは第二項に據り、仕事を停廢せずして處理す可く戦争に基かざるものは戦争中仕事停廢の原因とするを得ず。

(二) 爭議解決に就て現に行はるゝ約定又は方法に従ひ、純然たる箇人的又は

地方的性質の爭議は相互の協定を経るに非ざれば、傭者に對する抗議の問題とするを得ず、賃銀其他勞働條件に關する一般的性質の爭議にして、戦争に基くものは、兩當事者の會議の問題たる可し。

兩當事者又は其代表者の直接の會議に據り、又は現行約定に據て爭議を解決するを得ざるときは、爭議の事項を(a)生産委員會(b)當事者の協定したる、又は商務院の任命したる仲裁者(c)傭者と被傭者と同數を以て代表せらるゝ仲裁局の孰れか一に提示して決定を仰ぐ可く、此點に就て當事者の意見一致せざるときは商務院の決定を仰ぐ可し。

(三) 政府は政府の註文に依て生産に従事する勞働者の團體を代表する諮問委員を任命し、政府又は勞働者の提議を實行するの便宜を謀らしむ可し。

(四) 第五項に擧げたる諸種の條件が軍需品製造に關する總ての契約に適用せらるゝことを政府に於て承認するときは、勞働者は職工組合の制限的條件を緩和し、各組合に向つて、軍需品の産出を速成するに必要な變更を勞働條件并に習慣に加ふることを辭せざる可し。

(五) 第四項の提議は政府が軍需品製造に従う請負業者に左の條件を課するときに效力を生ず。

(a)戦争前に工場造船所其他に行はれたる慣例を戦時に改廢するは、單に戦争繼續中のみに限らるゝこと、(b)戦時に行はれたる慣例の變更は戦後曩に存在したる規則習慣を復舊維持するに就て、勞働者又は職工組合の地位に何等の影響を及ぼさるゝこと、(c)戦後勞働者の地位に異動の行はるゝ場合には、開戦當初就業し、其後兵役に服せる者又は現に就業中の者に優先の待遇を與ふること、(d)戦争中半熟練勞働者を熟練勞働に就かしめたる場合には、當該地方に行はるゝ普通の賃銀を支拂うこと、(e)職工組合の制限的條件に定めらるゝ仕事の區別を緩和し、半熟練勞働者又は婦人を就業せしむるも、習慣上其仕事に支拂はるゝ賃銀に不利の影響を及ぼさるゝこと、(f)勞働條件に變更を加ふる場合には、勞働者に適當の豫告を與ふること、(g)斯る變更又は戦争に基く賃銀其他勞働條件に於ける變更に關して、勞働者に異議を生じたる場合には、第二項の方法に據り、仕事を停廢せずして、之を解決すること。

以上の協定には政府を代表して、ロイド・ジョージ、ウオーター・ランシマンの兩氏、勞働者を代表してアーサー・ヘンダーソン(勞働者代表委員長)ダブリュー・モーゼス(同上委員會書記)の兩氏署名したり。然も軍需品の製造に最も重要な關係ある機械工組合が右の約定に加入せざるは、政府の大に苦痛としたる所にして、隨て三月二十五日同組合代表者に對して、第一政府は機械造船兩事業の利益に戰時制限を加ふると共に職工組合の制限并に慣例を緩和するの意思なること、第二右の制限緩和は戰時戦争の目的に供せらるゝ仕事に限らるゝこと、第三戰前に行はれざりし或る發明が戰後に事業に應用せらるゝも、勞働者は戰前に行はれたると同一の慣例に支配せらるゝこと、第四勞働者の要求に據り政府は當該事業が戦争の目的に供せらるゝものなるや否やを決定すること、第五政府は戰後に於て戰前に行はれたる各種の状態を復興することの諸點を示し、漸く彼等の承認を経たり。

即ち勞働者は戰時に臨み、軍需品供給の急を要するの故を以て、戦争繼續中強制仲裁法の下に立ち、産物の供給若しくは新勞働者の訓練に就て、從來職工組合規約の加へたる制限を緩和することを承認し、其代償として、政府を通じて傭者をして

戰時利益の制限并に戰前の職工組合規定の戰後に於ける復舊を約せしめたる次第なり。人或は戰時に於ける英國勞働者の態度を目して、徒に既往の習慣に拘泥して國家全局の利害を顧みず、自家の利益に熱中して軍國の要求に従はざる非愛國的行動を弄するの非難を加ふるが如しと雖も、吾輩の見る所は聊か之と異ならざるを得ず。假令ひ一二の條件を付したるものありと雖も、尙ほ職工組合が多年組合員自ら大なる犠牲を荷ひて、收め得たる制限的政策を緩和することを諾したるは、殉國的行動の最も著しきものにして、組合が此負擔を蒙ることを敢てしたる場合に其行動を非難するが如き、畢竟職工組合發達に伴へる慘憺たる歴史を知らざる輩の妄言ならんのみ。單に戦争と稱する偶然の事變に接し、舉國一致なる美名の下に、自家平生の主張を一擲し、國家の爲す所に盲従するが如きは、國民として信頼す可からざるの徒なり。戰時に於ける英國職工組合の態度に就て、吾輩は其英國國民の眞骨頭の流露するものあることを認めんとす。シドニー・ウエップ氏の主宰する週刊雜誌「ニュー・ステーツマン」が當時此事件を評論して「斯る時機に於て勞働爭議の起れるは國民の擧げて、遺憾とする所にして、又勞働者の側に於て如何に論據の確

實なるものもあるも、急を要する海陸軍兩省の請負事業に於ける仕事を停廢したる行動に對して之を正當視する理由を求むる能はざるの感情は一般人士の懷抱する所なるが如しと雖も、吾人は勞働者が自己の階級に影響を及ぼし、又將來及ぼす可き事情に就て世人の注意を喚起するに、他の方便を有せざりしことを記憶せざる可からず。政府が或る干涉を施して、代價の騰貴を抑制することは勞働者の望を繋ぎたる所なりしに拘はらず、是等の希望は曩に下院に於ける總理大臣の非同情的演説に依て打破せられたり、玆に於てか勞働者が自己の資力に依頼するは、敢て異とするに足らず」と云ひ (The New Statesman, March 6, 1915) 更に別欄に於て「政府も輿論も一般の儲者と同じく賃銀の増率が關係勞働者に依て、強く要求せらるゝに非ざれば之を行ふを欲せざるの事實は明白にして、隨て戦時の今日に於ても勞働者が一週間の仕事を對して、適當に支拂はる可きものを請求するは、兵營要塞建築の爲めに所有地を收用せられたる地主が代價を請求すると同じく、何等愛國心を缺くの所業に非ず」と云へるは勞働者の爲めに發せられたる正義の第一聲にして、吾輩はウエツプ氏の文を通じて是等の主張に接し、特に愉快の感を禁ずる能はず。戦争は多くの場合に於て士人獨立の言論を壓迫し、阿世の所論をして獨り跋扈せしむ。今日の英國既に然り。此秋に當つて偶々獨立の言論能く勞働者の爲めに萬丈の氣焔を擧ぐるウエツプ氏の如きあるは、吾輩が民主國たる英國の爲めに意を強うする所なり。

然れども大藏省會議に於て定まれる協定は職工組合員大多數の意見を代表するものたるに止まり、少數者を左右するの方便たる能はず。此困難に當るには、協定に有せしむるに法律の效力を以てせざる可からず、即ち協定に次いで軍需品法なるもの制定せられ戦時に於ける勞働者の地位に大變革を生じたる所以なりとす。吾輩は次號に於て機械工組合が容易に政府の提案を承認せず、自家の希望を固執するに頗る頑強なりし所以を論述し、進んで軍需法の規定の勞働者に及ぼす關係を説明す可し。